

令和5年度 さいたま市総合振興計画外部評価委員会（第1回）

次第

日時 令和5年7月4日（火）

18時～

場所 市役所本庁舎 2階 特別会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 委員長、副委員長及び委員長職務代理者の選出
- 5 議題
 - (1) さいたま市総合振興計画外部評価委員会の趣旨・進め方
 - (2) さいたま市総合振興計画の計画体系について
 - (3) 施策「安心して子どもを育てられる環境づくり」について
 - (4) 施策に関する意見交換
- 6 閉会

〔 配付資料 〕

- 資料1 さいたま市総合振興計画外部評価委員会委員名簿
- 資料2 さいたま市総合振興計画外部評価委員会席次表
- 資料3 さいたま市総合振興計画外部評価委員会の趣旨・進め方
- 資料4 さいたま市総合振興計画の計画体系について
- 資料5-1 施策「安心して子どもを育てられる環境づくり」 施策の説明シート
- 資料5-2 施策「安心して子どもを育てられる環境づくり」 施策評価シート
- 参考 さいたま市総合振興計画外部評価委員会設置要綱

令和5年度 さいたま市総合振興計画外部評価委員会 委員等名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	団体名・職等
浅野 永子	市民の声モニター
宇城 濯	市民の声モニター
宇野 三花	さいたま商工会議所女性会副会長
江原 知穂	AGS 株式会社公共事業本部公共営業部 営業第2グループグループマネージャ
大久保 秀子	浦和大学副学長
太田 敏之	国土交通省関東地方整備局企画部事業調整官
久保田 尚	埼玉大学教授
小林 悟	株式会社埼玉りそな銀行さいたま営業部営業第二部長
齋藤 明男	埼玉県雇用対策協議会専務理事
長野 基	東京都立大学准教授
中村 裕	市民の声モニター
東谷 良子	埼玉弁護士会弁護士
山口 直子	日本放送協会さいたま放送局コンテンツセンター専任部長

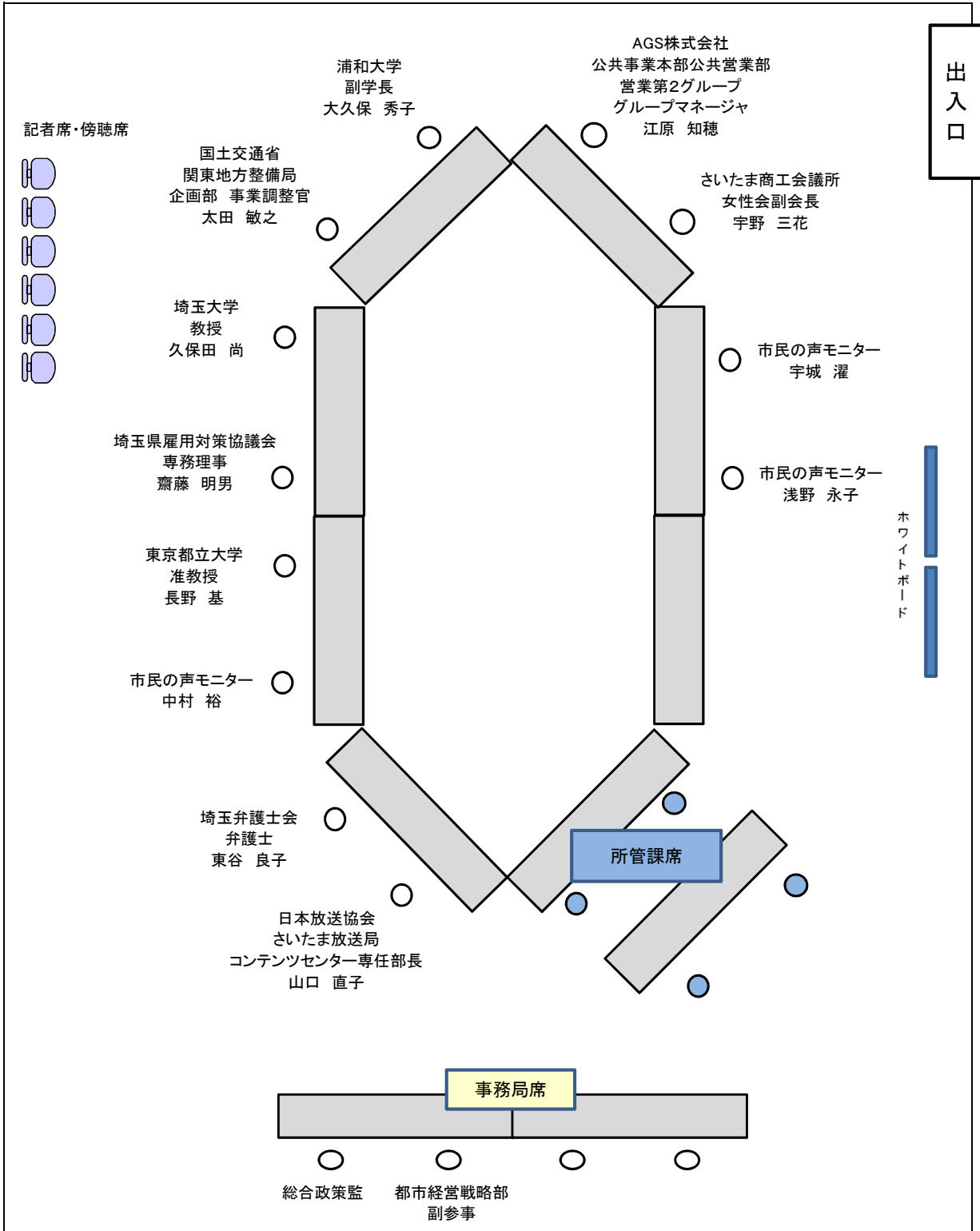
御欠席

【事務局】

総合政策監		山中 浩太郎
都市経営戦略部	副参事	星野 正明
同	主幹	安井 亮太
同	主査	井口 保宏
同	主査	丸山 充
同	主事	原田 俊平

令和5年度さいたま市総合振興計画外部評価委員会 第1回 席次表

資料2



委員会の趣旨

◆名称

さいたま市総合振興計画外部評価委員会

◆目的

さいたま市総合振興計画に掲載された施策及び事業に関する進捗度及び成果等について意見を聴取する

◆構成

名簿のとおり(13名)

今年度の委員会の議題と開催予定

1 委員会の議題

1

施策の外部評価

※進捗に課題のある施策より選定

2

事業の外部評価

※進捗に課題のある施策を構成する事業より選定

3

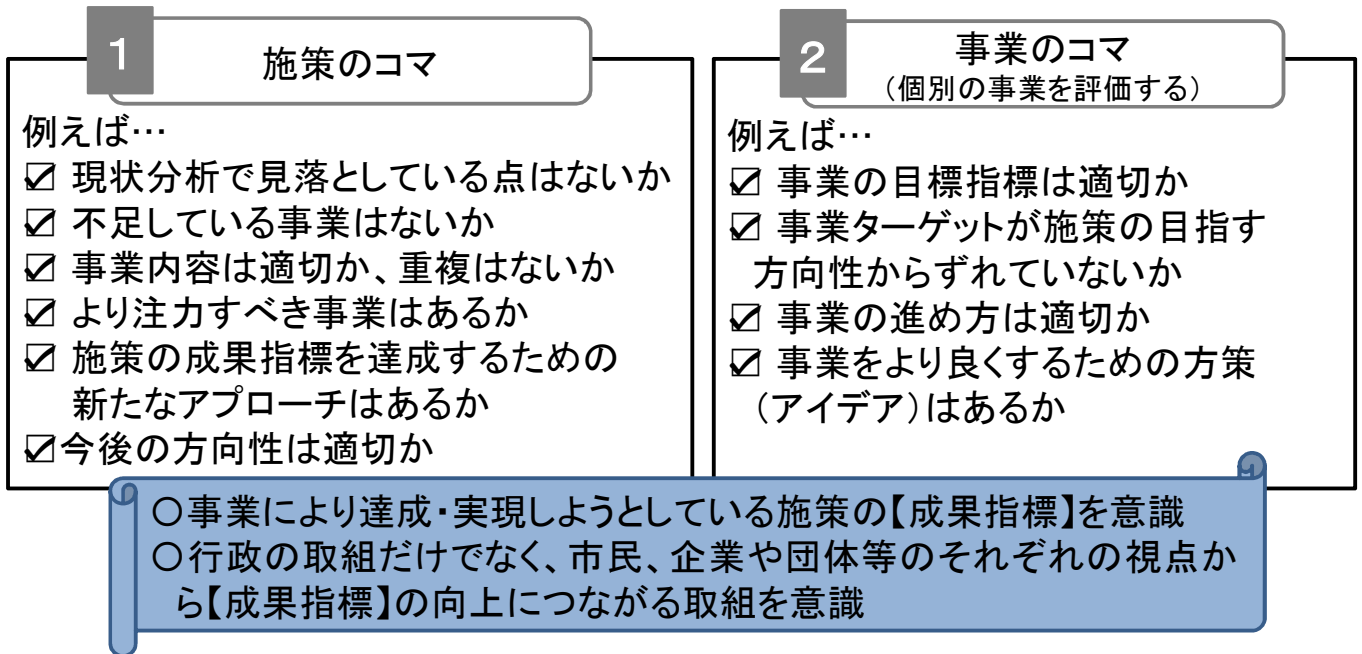
国のデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)を活用している事業の外部評価

2 開催日程

	日時	議題	テーマ	開催場所
第1回	7月4日(火) 18時~20時	①	【施策】安心して子どもを育てられる環境づくり(問題点の共有)	特別会議室 (市役所2階)
第2回	7月18日(火) 18時~20時	②	【事業①】放課後児童クラブの拡充 【事業②】放課後児童クラブにおける育成支援の質の向上 【事業③】地域における子育て支援の推進 【事業④】療育体制の強化と効果的な支援の推進	
第3回	8月8日(金) 14時~15時40分	① ③	【施策】安心して子どもを育てられる環境づくり(解決策の検討) 【事業】「さいたまスポーツシューレ」の活用推進 (さいたま市版スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)の構築支援)	

評価の方法及び観点

評価対象施策・事業（選定理由）	外部評価の方法
議題①・②（進捗に遅れのある成果指標に着目して選定）	施策のコマと事業のコマを実施
議題③（国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用している事業）	事業のコマのみを実施



外部評価（意見交換）の進め方

施策のコマ（第1回及び第3回前半）

※所要時間は目安です

第1回

- 1 事務局より評価対象施策の位置づけを説明 5分
- 2 所管課より施策概要の説明・質疑応答 15分
- 3 問題点の共有
 - (1) 問題点についての意見出し(付箋記入→発表) 30分
 - (2) まとめ(意見のグループ分け)・意見交換 20分

第2回 施策を構成する個々の事業について意見交換

問題点について
市民の声モニター
へアンケート実施

第3回前半

- 1 評価対象施策に係る問題点の再確認 5分
- 2 解決策の検討
 - (1) 解決策についての意見出し(付箋記入→発表) 20分
 - (2) まとめ(意見のグループ分け)・意見交換 10分

事業のコマ(第2回・第3回後半)

※所要時間は目安です

- (1) 事業所管課による、対象事業の説明 5分
- (2) 問題点と解決案について、意見の書き出し
 - 1) 問題点についての意見出し 15分
付箋記入→発表→まとめ(意見のグループ分け)
 - 2) 解決策についての意見出し 15分
付箋記入→発表→まとめ(意見のグループ分け)
- (3) 出された意見についての意見交換・まとめ 10分

外部評価委員会の全体の流れ

1 外部評価の実施 (委員会開催)

第1回
問題点を共有

- (1) 総合振興計画における評価対象施策の位置づけを確認
- (2) 施策についての説明
- (3) 施策の問題点について意見を書き出し、委員会全体で共有、論点を確認

第2回
事業について
意見聴取

- (1) 事業についての説明
- (2) 問題点と解決策について、意見の書き出し
- (3) 意見を委員会全体で共有・まとめ

第3回
解決策の
検討

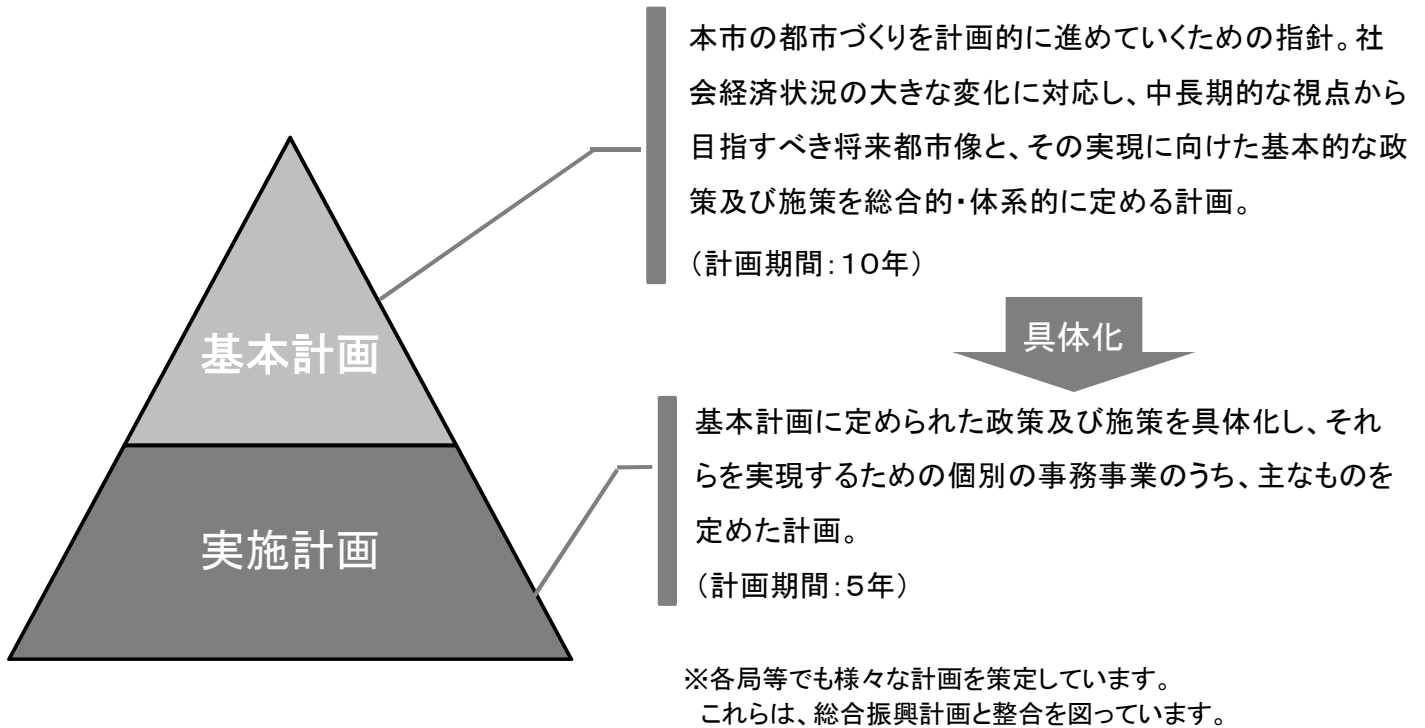
- (1) 施策の問題点を再確認し、解決策について意見の書き出し
 - (2) 意見を委員会全体で共有・まとめ
- ※国のデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)を活用している事業については、第3回で実施

2 報告書の作成 (事務局とりまとめ)

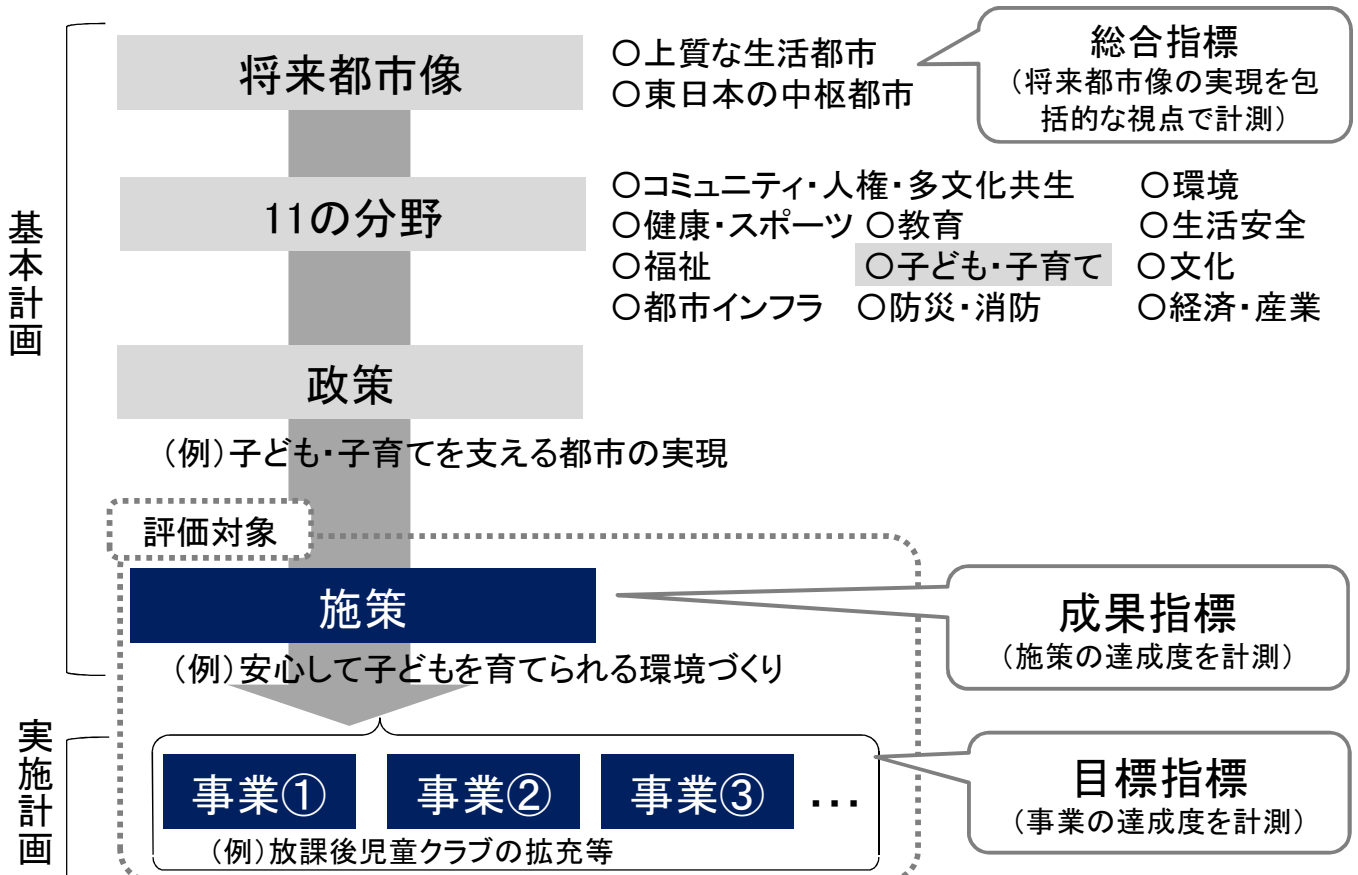
委員会の意見を外部評価の結果として報告書にとりまとめ

事業改善や計画見直しにつなげる

さいたま市総合振興計画の構造



さいたま市総合振興計画の計画体系

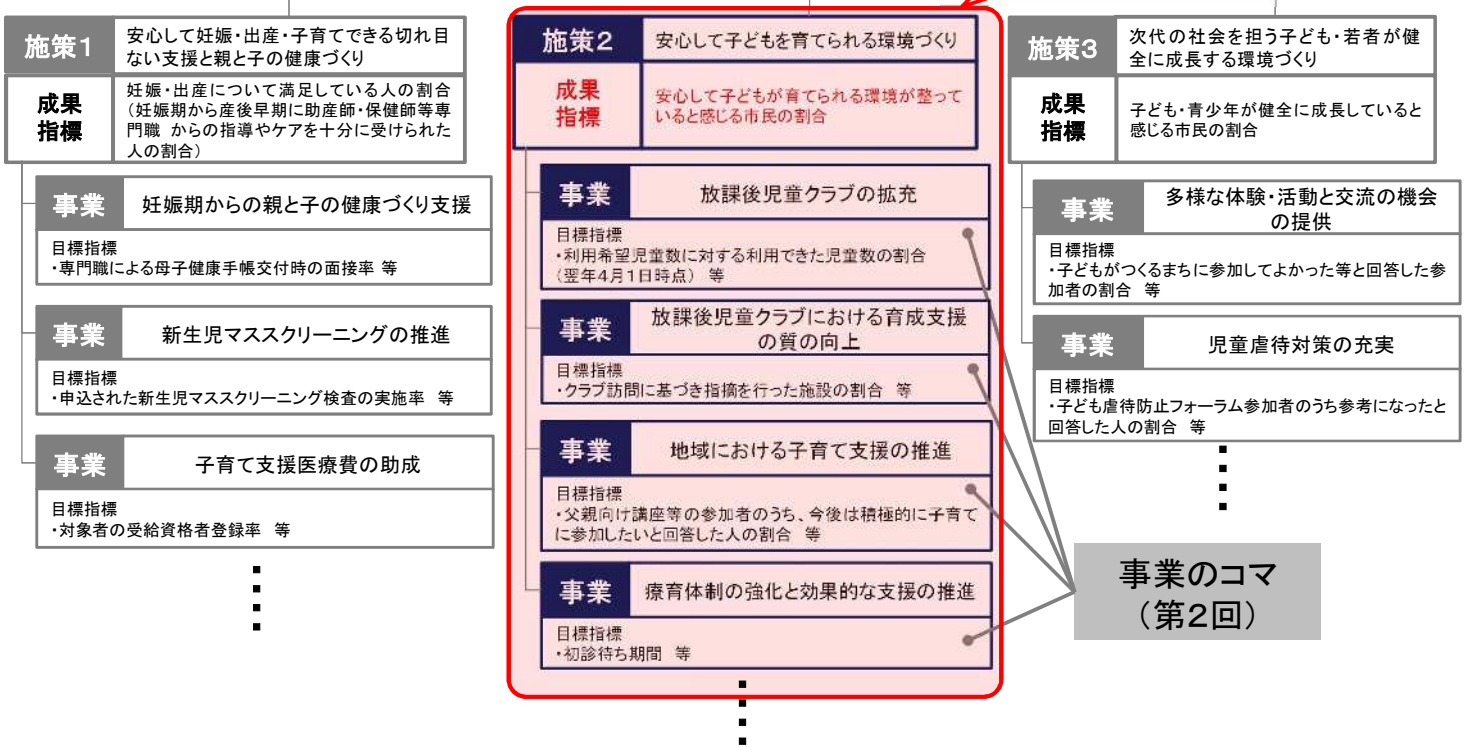


評価の対象(施策と事業について)

子ども・子育ての分野

政策	子ども・子育てを支える都市の実現
目指す方向性	誰もが安心して子どもを産み育てることができ、未来を担う全ての子ども・青少年が個性を尊重され、健やかに育ち、社会で輝いて生きられるまちづくりを推進します。

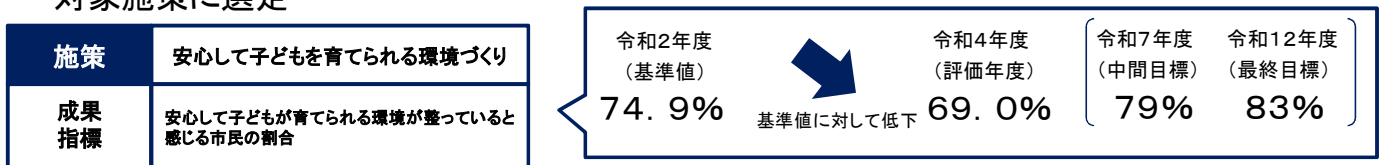
施策のコマ
(第1回・第3回)



評価の対象(施策と事業について)

施策(第1回・第3回)

- 進捗に遅れが見られる成果指標に着目し、施策「安心して子どもを育てられる環境づくり」を対象施策に選定



事業(第2回)

	達成度	目標指標
事業① 放課後児童クラブの拡充	B	<ul style="list-style-type: none"> 利用希望児童数に対する利用できた児童数の割合 受入可能児童数
事業② 放課後児童クラブにおける育成支援の質の向上	B	<ul style="list-style-type: none"> クラブ訪問に基づき指摘を行った施設の割合 巡回相談利用クラブ数
事業③ 地域における子育て支援の推進	B	<ul style="list-style-type: none"> 父親向け講座等の参加者のうち、今後は積極的に子育てに参加したいと回答した人の割合 孫育て講座参加者のうち、今後は積極的に地域の子育てに参加したいと回答した人の割合 など
事業④ 療育体制の強化と効果的な支援の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> 初診待ち期間 医師による地域支援活動数(診療以外) など

【施策】安心して子どもを育てられる環境づくり

1 施策概要

- 〔概要〕
- 全ての子育て家庭が、状況や希望に応じた教育・保育を受けられる環境づくりを目指し、認可保育所等の整備を中心に多様な保育の受け皿確保を進めるとともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組む。
 - 放課後児童クラブについて、ニーズに応じた受入定員を確保するため、民設放課後児童クラブの施設整備を促進するとともに、質の向上に取り組む。
 - 地域子育て支援拠点（子育て支援センターなど）を中心に、子育て家庭の交流機会の充実を図るとともに、父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進、祖父母世代の地域における子育て活動への参加促進を図るなど、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに取り組む。
 - 子育てに関する負担や不安を軽減させるため、関係機関・団体等と連携し、相談・情報提供・支援の充実を図る。
- 〔背景〕
- 全国的に少子化が進行している中、平成29（2017）年における本市の合計特殊出生率は1.38で、令和3（2021）年では1.20と大幅に減少しており、出生数についても2年連続で1万人を割るなど減少傾向にある。
 - 少子化対策は多様な主体による幅広い分野の取組が必要だが、妊娠・出産、子育て支援施策の充実には欠かせないため、本市においても安心して妊娠・出産ができ、子育てしやすい環境づくりが求められている。

2 成果指標の数値動向・現状分析

〔数値動向〕

成果指標	実績値		指標動向	目標値	
	2年度 (基準値)	4年度 (評価年度)		7年度 (中間)	12年度 (最終)
安心して子どもが育てられる環境が整っていると感じる市民の割合	74.9%	69.0%	基準値に対して低下	79%	83%

- 〔現状分析〕
- 成果指標「安心して子どもが育てられる環境が整っていると感じる市民の割合」は、令和2年度と比較して5.9%減少しているが、その要因については以下が考えられる。
 - ・認可保育所等の受け皿確保については、待機児童0人にはなったものの、利用保留児童が約1,500人いる状況で、希望通りの保育所に預けられない人がいること
 - ・新型コロナウイルス感染症による医療機関の業務逼迫により、医療機関等の協力を得ることが著しく困難となり、病児保育室の新設整備が進められなかったこと
 - ・放課後児童クラブについて、適切な物件や人材の確保が難しく、利用ニーズの高い地域での開設が不足し、令和5年4月現在で333人の待機児童が生じていること
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、子育て支援センターなどの利用者が減少し、人と人との接触機会の低減を心掛けた行動が定着し、本市の子育て支援制度を体感できる機会が減少していること
 - ・総合療育センターひまわり学園における初診までの待ち期間についても、年度目標は達成したものの、平均57日間の長い待ち期間を要していること

3 今後の方向性

- 共働き世帯の増加や子育て世帯の流入により、今後も保育需要の増加が見込まれることから引き続き、認可保育所等の整備をはじめとした多様な保育の受け皿確保に取り組む。
- 感染症対策が落ち着いてきたことから、医療機関等との協議を行いながら、病児保育室の整備を進める。
- 民設放課後児童クラブの整備に加え、他市で実施している放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型事業の導入について、調査、検討を行い、待機児童数の減少及び受入可能児童数の拡充に向けた取組を進めていく。
- 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、あらためて各種子育て支援事業を市民に利用してもらうため、内容の充実や周知広報の充実により利用機会の拡大を図る。
- 療育については、受診枠の効率的な活用を図るほか、新療育センターの開設準備を進めていく。

施策イメージ図

子ども・子育てを支える都市の実現

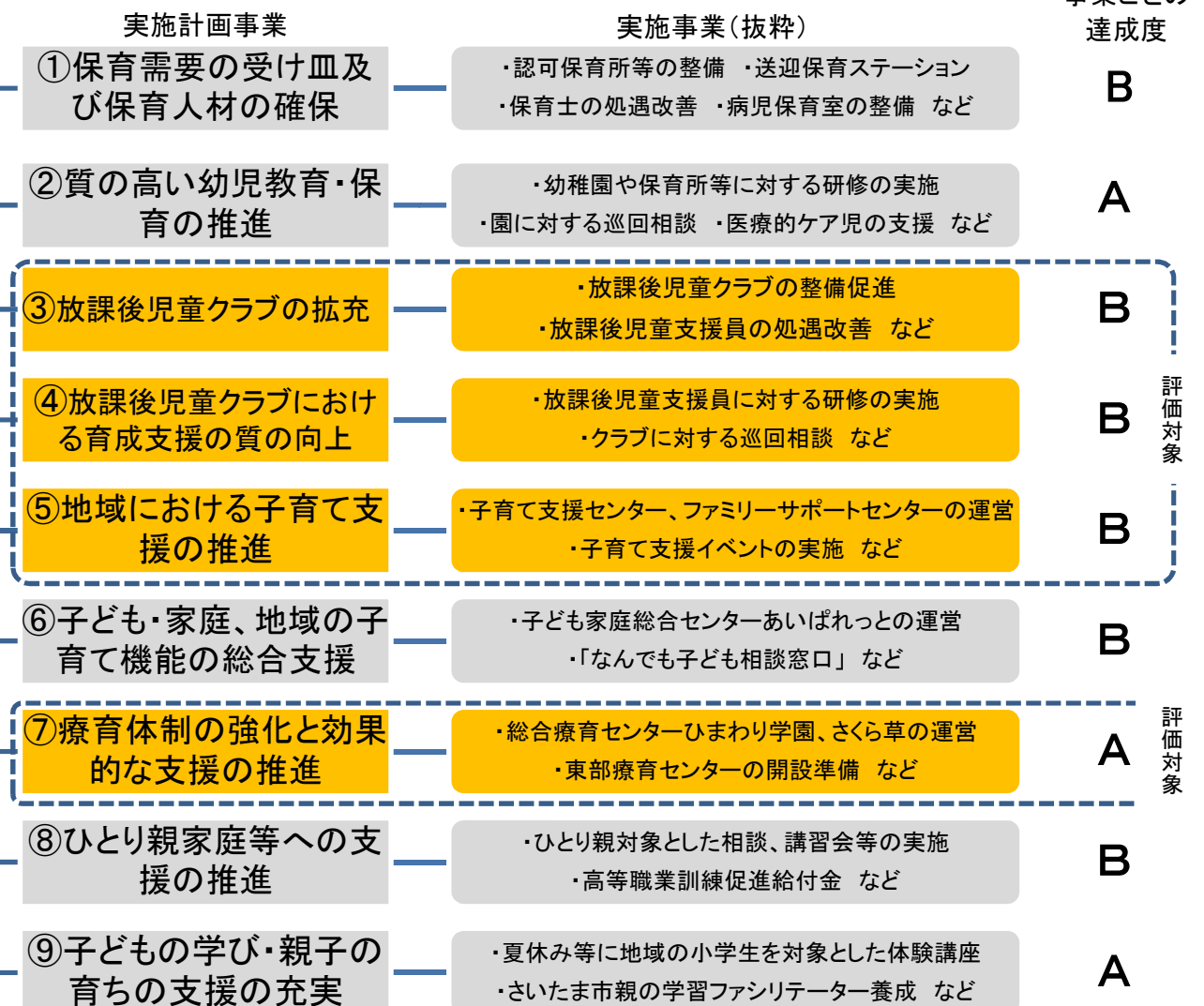
子育て環境に対する満足度の向上

成果指標

安心して子どもが育てられる環境が整っていると感じる市民の割合
令和2年度 74.9% ⇒ 令和12年度 83%

施策

安心して子どもを育てられる環境づくり



施策評価シート

資料5-2

施策基本情報	
分野(章)	第 7 章 子ども・子育て
政策(節)	第 1 節 子ども・子育てを支える都市の実現
目指す方向性	誰もが安心して子どもを産み育てることができ、未来を担う全ての子ども・青少年が個性を尊重され、健やかに育ち、社会で輝いて生きられるまちづくりを推進します。
施策コード・施策	07-1-2 安心して子どもを育てられる環境づくり
施策展開	1 全ての子育て家庭が、状況や希望に応じた教育・保育を受けられる環境づくりを目指し、認可保育所等の整備を中心に多様な保育の受け皿確保を進めるとともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。
	2 放課後児童クラブについて、ニーズに応じた受入定員を確保するため、民設放課後児童クラブの施設整備を促進するとともに、質の向上に取り組みます。
	3 地域子育て支援拠点を中心に、子育て家庭の交流機会の充実を図るとともに、父親の子育て意欲の向上や子育て参加の促進、祖父母世代の地域における子育て活動への参加促進を図るなど、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに取り組みます。
	4 子育てに関する負担や不安を軽減させるため、関係機関・団体等と連携し、相談・情報提供・支援の充実を図ります。
施策マネジメント局・課	子ども未来局 子ども政策課 — —

施策の進捗(評価)

令和4年度の施策の進捗	1	評価区分 達成度がA(達成)又はB(おおむね達成)の事業の割合					
		1 順調 100%	2 おおむね順調 80%以上100%未満				
		3 やや遅れている 50%以上80%未満	4 遅れている 50%未満				
施策を推進する事業(事業コード・事業名)		事業ごとの達成度 ※1					貢献度 ※2
事業課		3年度	4年度(評価年度)	5年度	6年度	7年度(中間)	
1	07-1-2-01 保育需要の受け皿及び保育人材の確保	のびのび安心子育て課、幼児・放課後児童課、保育施設支援課、保育課	A	B			I
2	07-1-2-02 質の高い幼児教育・保育の推進	幼児・放課後児童課、保育施設支援課、保育課	B	A			I
3	07-1-2-03 放課後児童クラブの拡充	幼児・放課後児童課、学校施設管理課	C	B			II
4	07-1-2-04 放課後児童クラブにおける育成支援の質の向上	幼児・放課後児童課 コロナ影響有	C	B			II
5	07-1-2-05 地域における子育て支援の推進	子育て支援課、保育課、保育施設支援課	B	B			I
6	07-1-2-06 子ども・家庭、地域の子育て機能の総合支援	子ども家庭総合センター総務課	B	B			II
7	07-1-2-07 療育体制の強化と効果的な支援の推進	総合療育センターひまわり学園総務課、医務課、育成課、療育センターさくら草	B	A			I
8	07-1-2-08 ひとり親家庭等への支援の推進	子育て支援課	B	B			I

9	04-1-3-03【再掲】 子どもの学び・親子の育ちの支援の充実	生涯学習総合センター	A	A				I
「目標を達成」した事業の割合(達成度がA又はBの事業の割合)			77%	100%				
※1 A …「目標を上回って達成」(目標指標の達成率が110%以上)、B …「目標をおおむね達成」(目標指標の達成率が90%以上110%未満) C …「目標を未達成」(目標指標の達成率が90%未満)								
※2 I …貢献している、II …一定程度貢献している								
評価理由は、各事業の事業評価シートのCheck(評価)欄「施策に対する事業の貢献度」を参照								

成果指標の数値動向

成果指標	基準値(実績)	実績値					指標動向 ※	目標値	
		3年度	4年度(評価年度)	5年度	6年度	7年度		7年度(中間)	12年度(最終)
1 安心して子どもが育てられる環境が整っていると感じる市民の割合	74.9%(令和2年度)	73.9%	69.0%				▼	79%	83%

※ △…基準値に対して向上 □…基準値に対して横ばい(変動率±0.5%の範囲内) ▼…基準値に対して低下

現状分析	<p>成果指標「安心して子どもが育てられる環境が整っていると感じる市民の割合」は、やや目標から逆行する結果となりました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による医療機関の業務逼迫により、医療機関等の協力を得ることが著しく困難となり、病児保育室の新設整備が進められなかったことや、放課後児童クラブについては、適切な物件や人材の確保が難しく、利用ニーズの高い地域での開設が不足し、令和5年4月現在で333人の待機児童が生じていることが影響していると考えられます。</p> <p>また、子育て支援センターやのびのびルームへの来室者数が減少するなど、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、人と人との接触機会の低減を心掛けた行動が定着し、本市の子育て環境を体感できる機会が減少しているほか、総合療育センターひまわり学園における初診までの待ち期間についても、年度目標は達成したものの、平均57日間の長い待ち期間を要していることも一因になっていると推察されます。</p>
------	---

施策の進捗に向けた今後の方向性

取組方針	<p>昨年と比較し達成率がAの事業が増加するなど、施策としては順調に進捗しているものの、成果指標の進捗はやや目標から逆行する結果となっているため、成果指標の向上に向けて各事業が抱える課題への対応を強化していきます。病児保育室については、感染症対策が落ち着いてきたことから、医療機関等との協議を行いながら、需要に合った整備を進めていくほか、放課後児童クラブについては、民設放課後児童クラブの新規開設や移転の際の改修工事に係る補助の拡充などを通じ、待機児童数の減少及び受入可能児童数の拡充に向けた取組を進めていきます。また、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、あらためて各種子育て支援事業を市民に利用してもらうため、内容の充実や周知広報の充実により利用機会の拡大を図るほか、療育については、受診枠の効率的な活用を図るほか、新療育センターの開設準備を進めていきます。</p>
------	---

さいたま市総合振興計画外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市総合振興計画に掲載された施策及び事業に関する進捗度及び成果等について意見を聴取するため、さいたま市総合振興計画外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長及び職務代理者)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名により選出する。
- 4 副委員長は、委員会の進行にあたり、委員長を補佐する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員会の会議は、原則として公開とする。

(委員の代理)

第6条 委員長は、委員がやむを得ない事情により委員会に出席することができないときは、その代理の者（以下「代理者」という。）を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関・団体に属する者で、当該委員が指名するものとする。

3 代理者が委員会に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市戦略本部都市経営戦略部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成30年5月2日から施行する。

(さいたま市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会設置要綱の廃止)

2 さいたま市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会設置要綱（平成28年6月30日都市戦略本部長決裁）は、廃止する。

附 則（平成30年6月21日決裁）

この要綱は、平成30年6月21日から施行する。

附 則（平成31年4月1日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月18日決裁）

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。